解散公告

当社は、平成二十七年九月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

山口県下関市唐戸町五番二〇号

有限会社アルコ

清算人　福田　英司

解散公告

当法人は、平成二十七年十月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

香川県高松市多肥上町二七八番地六

特定非営利活動法人インベスティング・コーチ

清算人　修理　輝男

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

熊本県人吉市瓦屋町一七六〇番地の二

有限会社コモードハタノ

清算人　羽田野弘文

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

沖縄県那覇市港町二丁目二番一号

株式会社ありがとう

代表清算人　吉永　洋

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年三月二十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十七年七月二日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

千葉県木更津市有吉七五一番地

木更津市有吉土地改良区

代表清算人　安﨑　安展

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

広島県広島市南区的場町一丁目七番一〇号

広島県西部機械金属厚生年金基金

代表清算人　鵜野　政人

配当公告

大阪市淀川区西中島四丁目一二番五号

破産者　株式会社スターズ

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十五年（フ）第三四一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九、九五八、〇九五、六六四円

一、配当することのできる金額

金一、一五二、一一八、六九八円

（但し、中間配当分金四一四、九九五、六九七円を含む。）

平成二十七年十一月十七日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階　共栄法律事務所

破産管財人　木村圭二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町字西大沼三七二番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町字西大沼三八六番地二　被相続人　亡　坂本　盛正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

北海道函館市美原一丁目二九番一三号

相続財産管理人　弁護士　藤原　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道新冠郡新冠町字新栄二九番地、最後の住所北海道新冠郡新冠町字新栄四二番地の一　被相続人　亡　小笠原昭喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

北海道沙流郡日高町富川南一丁目二番四六号

相続財産管理人　楠　祥光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区種次字澤目二番地、最後の住所仙台市若林区沖野二丁目二三番三九号　被相続人　亡　大友　重美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

仙台市青葉区一番町二丁目一番二号ＮＯＦ仙台青葉通りビル八階　蒼天法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植松　丈樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大神成字山回一五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　裕成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人**廣嶋**法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**廣嶋**　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市石神一丁目五番、最後の住所埼玉県新座市石神一丁目五番九号　被相続人　亡　工**藤**　敏裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーＳ・Ｔビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢澤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市田中三四八番地、最後の住所神奈川県厚木市飯山一五四五番地一六　被相続人　亡　福井　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

神奈川県厚木市中町三―一二―三藍田ビル五階

相続財産管理人　弁護士　瀬戸　崇文

第９期決算公告

平成27年10月21日　東京都渋谷区代々木一丁目35番４号

株式会社インフォトップ

貸借対照表の要旨　（平成27年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,502,817	流動負債	2,633,389
固定資産	355,737	預り金	7,500
		固定負債	12,753
		役員退職慰労引当金	12,705
		株主資本	1,218,610
		資本金	15,000
		資本剰余金	148,392
		その他資本剰余金	148,392
		利益剰余金	1,055,218
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	1,051,468
		（うち当期純利益）	（197,029）
		評価・換算差額等	△6,198
		有価証券評価差額金	△6,198
資産合計	3,858,555	負債・純資産合計	3,858,555